

## 船舶事故調査報告書

平成29年4月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年9月25日 13時45分ごろ
発生場所	徳島県徳島小松島港東方沖 和田ノ鼻灯台から真方位079° 4.3海里付近 (概位 北緯34° 01.4′ 東経134° 43.2′)
事故の概要	漁船工栄丸は、西北西進中、また、プレジャーボート寅丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年9月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 工栄丸、4.9トン TO3-19890（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 寅丸、5トン未満（長さ10.22m） 280-37355 徳島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 舳先に亀裂、船首部ハンドレールに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、漁を終えて西北西進中、船長Aが、船尾甲板で漁獲物の選別作業をしていたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、漂流中、船長Bが、船首方から接近するA船を視認したが、いずれB船を避航するものと思い漂流を続けた。
分析	A船は、船長Aが、漁獲物の選別作業をしていて見張りを行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、A船が避けるものと思い、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が西北西進中、B船が漂流中、船長Aが見張りを行っておらず、また、船長Bが漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・ 常時適切な見張りを行うこと。
--	------------------